

令和7年

健康福祉委員会

1月23日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和7年1月23日

午後3時21分 開会

午後3時55分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青 木 けんじ
委員	浅 井 たかお	委員	近 藤 ひろひで
委員	三 浦 桂 司	委員	一 色 美智子
委員	堀 内 ち ほ		
議長	毛 受 明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加 藤 健 治	議事課長	深 草 広 治
庶務担当係長	福 田 悦 子	議事担当係長	矢 野 佑 輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	小 浮 正 典	副 市 長	土 屋 正 典
健康福祉部長	中 村 泰 正	地域福祉課長	小野寺 良 夫
長 寿 課 長	塚 本 由 佳	健康推進課長	川 原 静 恵
こども保育課長	小 川 正 寿	指導保育士	柴 田 美由紀
指導保育士	鈴 木 祐 見	保険医療課長	近 藤 有紀子
子育て支援課長	松 村 清 子		

5. 傍聴議員

鈴木 智 和	こんどう のぶお	服 部 龍 一	武 谷 としお
郷右近 修	林 ゆきひろ	鵜 飼 貞 雄	清 水 義 昭

6. 傍聴者

2名

午後 3 時 2 1 分開会

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は 4 つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） 皆様、お疲れさまです。

健康福祉委員会は 4 つの議案となります。慎重審査をよろしく願いいたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い 15 名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第 7 号 令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小野寺地域福祉課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 議案第7号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第8号）に係る本委員会所管分のうち、地域福祉課所管分を御説明します。

最初に、歳出予算を御説明します。

補正予算書は18ページ、19ページをお開きください。

3款1項1目1 社会福祉人件費において増額しておりますのは、主に令和6年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けての本市職員の給与改定により、職員の給料等で本年度末までに不足が見込まれる分について、給与の支給に支障がないよう増額補正をお願いするものです。

20ページ、21ページをお開きください。

21ページ、3款1項3目1 心身障害児者福祉推進事業の説明欄に記載の電算関係委託料237万8,000円は、制度改正に伴うシステム改修に必要な経費となります。

次の2、心身障害児者扶助事業の説明欄に記載の身体障害者補装具給付費900万円は、今後の執行見込額を勘案して増額するものです。

次の3、心身障害者事務事業の説明欄に記載の各項目は、パートタイム会計年度任用職員の給与等の改定により、本年度末までに不足が見込まれる分について、報酬等の支給に支障がないよう増額補正をお願いするものです。

このほか、各事業において計上しております会計年度任用職員に係る報酬等の増額についても同様の理由によるものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

25ページ上段、3款3項1目1 生活保護事業の説明欄に記載の各項目は、会計年度任用職員分の給与改定に伴う増額分となります。

次の段、2目の1、扶助事業の説明欄に記載の手数料93万円は、このたびの給付金の口座振込みに係る経費を、次の電算関係委託料756万1,000円は、給付金の対象となる世帯を抽出することに加えて、案内通知ができるように対応するための電算システムに要する経費を、次の非課税世帯等臨時特別給付金給付事業委託料は、給付金を交付するための事務を委託により実施するための窓口業務に要する経費の増額となります。次の非課税世帯等臨時特別給付金は、国の方針に基づいて決定された低所得者世帯向けの給付金、いわゆる住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の給付として1世帯当たり3万円の給付、加えて18歳以下の児童が対象となる今申し上げた世帯への加算として、児童1人当たり2万円の給付金を支給するための経費の増額となります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

7 ページ上段、14款 1 項 1 目 1 心身障害者福祉費負担金450万円、及び9 ページの上段、15款 1 項 1 目 2 心身障害者福祉費負担金225万円は、21ページの歳出で御説明いたしました身体障害者補装具給付費900万円に係る国、県からの財源手当となります。

7 ページの下段、14款 2 項 2 目 2 心身障害者福祉費補助金118万9,000円は、21ページの歳出で御説明いたしました制度改正に伴うシステム改修費、電算関係委託料237万8,000円に係る国の財源手当となります。

最後に、繰越明許費補正を御説明いたします。

5 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正を御説明します。事業名、扶助事業 1 億8,359万円は、歳出で御説明いたしました国の方針に基づいて決定され実施する給付金に要する経費について、繰越明許を設定するものであります。

説明は以上となります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、保険医療課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。

下段の中ほど、3 款 民生費、1 項 1 目 国民健康保険特別会計繰出事業で473万円の増額は、国保人件費として10月定期異動による職員配置の変更と給与改定による給与、職員手当等を繰り出すものでございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

上の段の中ほど、1 項 5 目 後期高齢者医療事業で52万3,000円の増額は、会計年度任用職員報酬改定に伴い、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 塚本長寿課長。

○長寿課長（塚本由佳君） それでは、長寿課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書20ページ、21ページをお願いいたします。

21ページ、上から3 段目、3 款 1 項 2 目 老人福祉費のうち、9、介護保険特別会計繰出事業258万4,000円の増額は、介護保険特別会計の会計年度任用職員の報酬等改定の増額補正に伴う繰出金でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

上段、18款 2 項 1 目 介護保険特別会計繰入金50万8,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等の改定に伴う地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業の財源の介護

保険料相当分として、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小川こども保育課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 続きまして、こども保育課所管分につきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書22、23ページを御覧ください。

最下段、3款2項2目 保育園費を1億2,899万5,000円増額するものでございます。

23ページ、説明欄、施設型・地域型保育給付費1億2,899万5,000円の増額は、人事院勧告に伴う公定価格の改定による増額をするものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

上の表、14款1項1目 民生費国庫負担金、3、保育園費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金6,268万6,000円の増額、1枚めくっていただき、8ページ、9ページ、上の表、15款1項1目 民生費県負担金、4、保育園費負担金、施設型教育・保育給付費等県費負担金3,134万4,000円の増額、下の表、15款2項2目 民生費県補助金、6、保育園費補助金、施設型教育・保育給付費等補助金181万4,000円の増額は、歳出で説明しました給付費の増額に係る国、県の増額となります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ページ数を示して質疑してください。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 21ページの中段で電算関係委託料237万8,000円ですけれども、心身障害者福祉推進、これ、システム改修って聞いたんですけれども、私のところにも就労が定着しにくい側面があるので、障がい者の個別的に適用しながら、特性を生かしながら、何かいい仕事はないかなというのはよくあるんですけれども、制度改正と聞いたんですけれども、もう少し具体的に、どこを改正する委託なのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 制度改正の内容について少し詳しく申し上げますと、就学前の障がいをお持ちのお子さんが利用する施設について、実は複数児童が利用する場合については上限額の管理というものがございます。この上限額の管理につきましては、

これまでは保護者の方が施設の証明をいただく中で、毎月市のほうに御提出をいただいておりますが、それをシステム上の管理ができるようにというような、そういったシステムの改修になります。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

関連ですかね。三浦委員。

○三浦桂司委員 関連というか、やや分かりづらかったんですけども、もう少し、もう一回お願いいたしたいんですけども。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 障がいのお持ちの方が施設を利用する場合については、非課税の世帯の場合については、そもそも施設の利用料についてはお金がかかるということとはございません。実は所得に応じて、一例を申し上げれば、上限が4,600円というような上限管理が実はございます。で、施設を使うことによって、例えば今日は持ち出し1,000円、今日は持ち出し1,000円ということでありますけども、1か月の単位で見れば、その上限が4,600円でございますので、仮に5,000円だとしても4,600円の範囲で済むと、その上限管理をシステム上でさせていただくと、そういったシステムの改修になります。

実際にそれは、サービスを提供している事業者は、その内容を国保連合会に請求をするわけでございますけども、その請求上のやり取りも上限管理をシステム上でできるようにすると、そういった利便性が図られるような制度改正ということで御理解を頂戴できればというふうに思います。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 じゃ、補正予算書25ページの中段の扶助事業の電算関係委託料756万1,000円は、委託はどこにされるのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 電算関係委託料、住基情報のデータの抽出という部分につきましては既存の事業者でございますけども、その吐き出したデータをさらに加工するという部分については、別の電算会社をお願いをしようというふうに思っておりますけども、これについては、競争入札によることによって事業者を決定していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 じゃ、またそのすぐ今の段の下の25ページの非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業委託料899万9,000円なんですけど、これもまだ決まってないですかね。どこに委託しますかということでお聞きしたかったんですけど、決まっていれば教えてください。あとは、これも随意契約かどうかということをお教えください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 事務を行うための窓口業務委託になりますけども、こちらのほうにつきましても、これから予算を可決された後に、競争入札による事業者の選定をしてまいりたいというふうに思っております。

説明は以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 その下の非課税世帯等臨時特別給付金の、ここ、ちょっと1億6,610万、金額大きいんですけども、先ほど、本会議場だと思んですけど、対象世帯が5,800世帯で、子ども加算が2万円の、対象の子ども数は680人と聞きました。6月の当初では均等割のみの非課税世帯だったと思うんです、配付だと思んですけども、対象世帯の、6月の当初予算のときで何割程度の人が、これ、受給されましたか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 大きく3つございますけども、新たに住民税均等割非課税世帯となる世帯、こちらの給付については対象世帯の約8割ほどであったというふうに思っております。また、加えて住民税均等割のみの課税世帯、新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯の給付につきましては、こちらのほうにつきましては約9割程度の支給率でございます。また、子育て世帯への加算というところにつきましても約9割程度の加算であったと、そんなような状況でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 8割、9割が受給というか請求されたと。ちょっと当初予算、持ち合わせていないので、予算というのはマックスで対象世帯分、予算計上すると思いますけども、決算見込みとの差額というのは金額ベースで幾らぐらいになるか、今分かりますか、大体。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 差額につきましては、今回が、給付金そのものについては1億6,610万円の予算計上をさせていただいております。実際には、計画事業費につきましては1億8,760万でございますので、その差額の2,150万円程度を一応差額が出るという仮定の中で、予算計上をさせていただいたという数字でございます。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと分からないのでちょっとお聞きしますけども、当初予算分、今金額ベースで八、九割ぐらい交付したと言いますけど、今、決算見込額の2,100万円ぐらい、二千百何万って今言いましたけども、これ、1割、1割5分、2割ぐらい、これ、国に、執行残として国に返金するのか、また年度が同じなので、同じような議案なので、残金をどのように取り扱うか。ちょっと質問の意味、分かりますか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 恐らく三浦委員がおっしゃっているのは、国から頂ける交付金のお話ではないかなというふうに思いますけども、6年度に交付をした実績値をもって、最後精算するような形になってまいります。交付される時期としては、恐らく5月になるのではないかなというふうに思っておりますけども、これまでの支給状況を勘案した中で交付額を頂くというような、そんな流れになってくるだろうというふうに思っております。

説明は以上であります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 1割、2割、ちょっと受給しなかった人が、世帯があるということで、現金が頂けるのに受給しなかった世帯という、人がいるということで、伝達方法とか、申請に来なかった人の分析というのはしているのか。また、申請書というのがあると思うんですけど、その様式というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） まず、こういった給付金の制度の案内というところにつきましては、まず対象となる世帯に対して個別通知を差し上げております。このことに加えて、ホームページで周知をするということに併せて、広報紙を活用した周知啓発というのも行っております。また、中には生活困窮相談という中で市に来庁される方もおりますので、その相談の中で、こういった制度がありますのでというところでは丁寧な説明に心がけているところではありますが、結果としては100%に至らなかったというよう

な実態でございます。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 本会議でもありましたけれども、今のこの非課税世帯の臨時特別給付金のところなんですけど、25ページの、均等割のみの課税されている世帯への支援など、低所得の世帯への支援というのは、市独自のものは考えていないのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） これは本会議で答弁させていただいたとおりでございますけども、あくまでも国の閣議決定された内容に基づいて実施するものでございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 ということは、同じこと、同じ答弁になると思いますけど、国からの支援がなければ、低所得者への均等割の課税、均等割のみの課税のところへの支援とか、そういったものは市としては必要がないということでもいいでしょうかね。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

（議案に関係ありますか、今の発言の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） いいです。大丈夫です。答えてお願いします。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） これについても、部長のほうからは本会議に答弁ありましたとおり、市の単独事業としてまごころサポート便といったような事業も実施をしております。生活に困り感を抱えた方に対して、何もしないというわけではございませんので、市としての単独事業もやっておりますので、その辺のことについては御理解を頂戴したいというふうに思っております。

説明は以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 21ページの中段以降の身体障害者補装給付費900万ですけども、補装具というのは既製品から、体に密着するようなオーダーメイドの義手とか義足、様々あると思いますけども、今回高額な義手か何かあると聞いたんですけども、具体的にどのような請求というか、が出される見込みか、分かればお願いいたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 900万の内訳みたいな感じですね。

○三浦桂司委員 内訳、内訳。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 今後、請求が出されるであろうという補装具の内容でございますけども、まず1つは大変高額な義足というものがございます。このほかにも車椅子の給付といったものも数件ございます。そういったものを積み上げた中で、今後3月末までには900万円ほど予算が不足するのではないかなというふうな、そういうふうなことで増額補正をお願いさせていただいたものであります。

説明は以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 義足というのは、当然、先ほど言ったみたいに既製品で間に合うわけじゃないんで、オーダーメイドなので、かなりの金額になるんですかね。金額まで言わなくてもいいんですけど。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） これはかなり高額なものが1件でございますので、その人が特定されてはいけなかなというふうに思いますけども、内容としては数百万というふうなものでございます。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今の同じところですけど、補装具。

車椅子、今の義足1件で数百万円ということだったんですけど、ほかに車椅子というのも、あと900万もあるので、車椅子のほうで高額なものがあるんじゃないかってちょっと予測するんですけど、例としてどれぐらいの金額のものが何台ぐらいあるか、教えていただければ。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 車椅子につきましても、申請の中身を見ますと数十万をするような、そういったものが含まれております。

この金額について高いか安いかというところについてでございますけども、体の不自由な方にとってはこれはとても大切な体の一部でございます。何をもって高いかという判断はできませんけども、やはり一つ一つのものをオーダーメイドでつくり上げていくという

ことにつきましては、やはりどうしても高額になってしまうというものでございますので、その辺のことについては御理解をいただければ大変ありがたいというふうに思います。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 関連で。

これ、そもそも何人分なんですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 件数としては、年度によって大きな違いはあります。12月末までの支給状況としては、65人の方に支給をしまいいりました。今後3月末までに、およそ30人ぐらい請求がなされるであろうというところをつかんでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木けんじ委員 今の関連になるんですけども、高額な金額のものとなるとすると、今の想定数がまた申請出されると、この予算額を超してしまう可能性もあるということですかね。この金額を超しちゃう可能性も出るかなというのも思うんですけど、その辺りもある程度計算されて、ここで収まりそうだという想定でしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 改めて支給決定の内容を確認をさせていただいて、今後30件、900万円、この予算を確保できれば何とかやりくりできるという想定の中で、予算計上をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 すいません、では、今の身体障がい者の方の補装具の購入費の給付認定基準というものが、あれば教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 認定基準、今持ち合わせておりませんので、詳しくは御説明はできませんけども、これは国の制度でございますので、国の定められた基準によって決められてきます。例えば車椅子、義足を作るにしても、この部品、この素材というようなことで、この部品であれば補助の対象になると、一つ一つが事細かく国の制度の中

で決められているといったものでございます。

説明は以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 賛成の立場で討論いたします。

人事院勧告による職員とか会計年度の人アップは、これは当然で、物価高騰もあって必要不可欠であると思います。また、心身障がい児の電算の委託では、先ほど少し言ったA型、B型、どこの就労施設も長期就労が定着しにくい現実があって、同じ事業所に長期で働いておられても、8050問題とか、子どもが50歳以上になると、やっぱり自分が亡くなった後、子どもの将来を憂いて結構相談があります。豊明市は何らかの障害者手帳を持つ人が人口比率で5%いますので、その人の適性に合った職場探しのために、行政もお手伝いのほどよろしく願いいたします。

身体障がい者の人の補装具についても、どこまで行政が負担すべきかという意見もありますが、できる限り支援はお願いしておきます。

非課税世帯への臨時特別給付金、非課税世帯の中でも大きな財産を持っている人に必要がないという声も聞きますけども、漏れがない完璧な制度を整えようとする、定額減税のように物すごい時間がかかって、今現在困っている人に対して迅速な給付ができませんので、格差が広がって日々の生活に困っている人がおられますので、周知を徹底していただいて迅速に交付ができるようお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 議案第7号、令和6年度の豊明市一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論いたします。

扶助事業の非課税世帯等臨時特別給付金1億6,610万円を5,800世帯に、1世帯3万円、児童18歳以下の人に2万円と給付ですけれども、これは均等割課税世帯が含まれていません。国費が下りてこない均等割課税世帯への給付をしないということには反対なので、この議案には反対いたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第7号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号 令和6年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で、よろしいですか、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 令和6年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件につきましても、既に本会議で塚本長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 令和6年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきましても、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後 3 時 5 5 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

健康福祉委員会

委員長